大和市告示第１８０号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１５８条第１項の規定により、スポーツクラブＮＡＳ南林間における通所型介護予防事業・心身機能向上講習（スポーツクラブＮＡＳ南林間）の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成２８年９月９日

大和市長　大　木　　哲

１　受託者の名称　　スポーツクラブＮＡＳ株式会社
　　スポーツクラブＮＡＳ南林間
　　支配人　米良　清明

２　受託者の所在地　　大和市南林間一丁目２番１６号

３　委　託　期　間　　平成２８年９月８日から平成２９年３月３１日まで